

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	福祉医療費の支給金の返還命令		
根拠例規及び条項	多治見市福祉医療費の助成に関する条例(昭和 51 年条例第 8 号)第 14 条		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市福祉医療費の助成に関する条例第 4 条	
	基 準	<p>第 14 条 市長は、自己又は受給資格者の偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた受給者があるときは、その者から既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 市長は、第 4 条の規定により支給すべき額を超えて支給を受けた受給者があるときは、その者から、その超える額に相当する金額を返還させることができる。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			